

中野三丁目地区に係る都市計画の案

- 1 東京都市計画土地地区画整理事業
中野三丁目土地地区画整理事業の決定
*総括図・計画書・計画図 9 頁

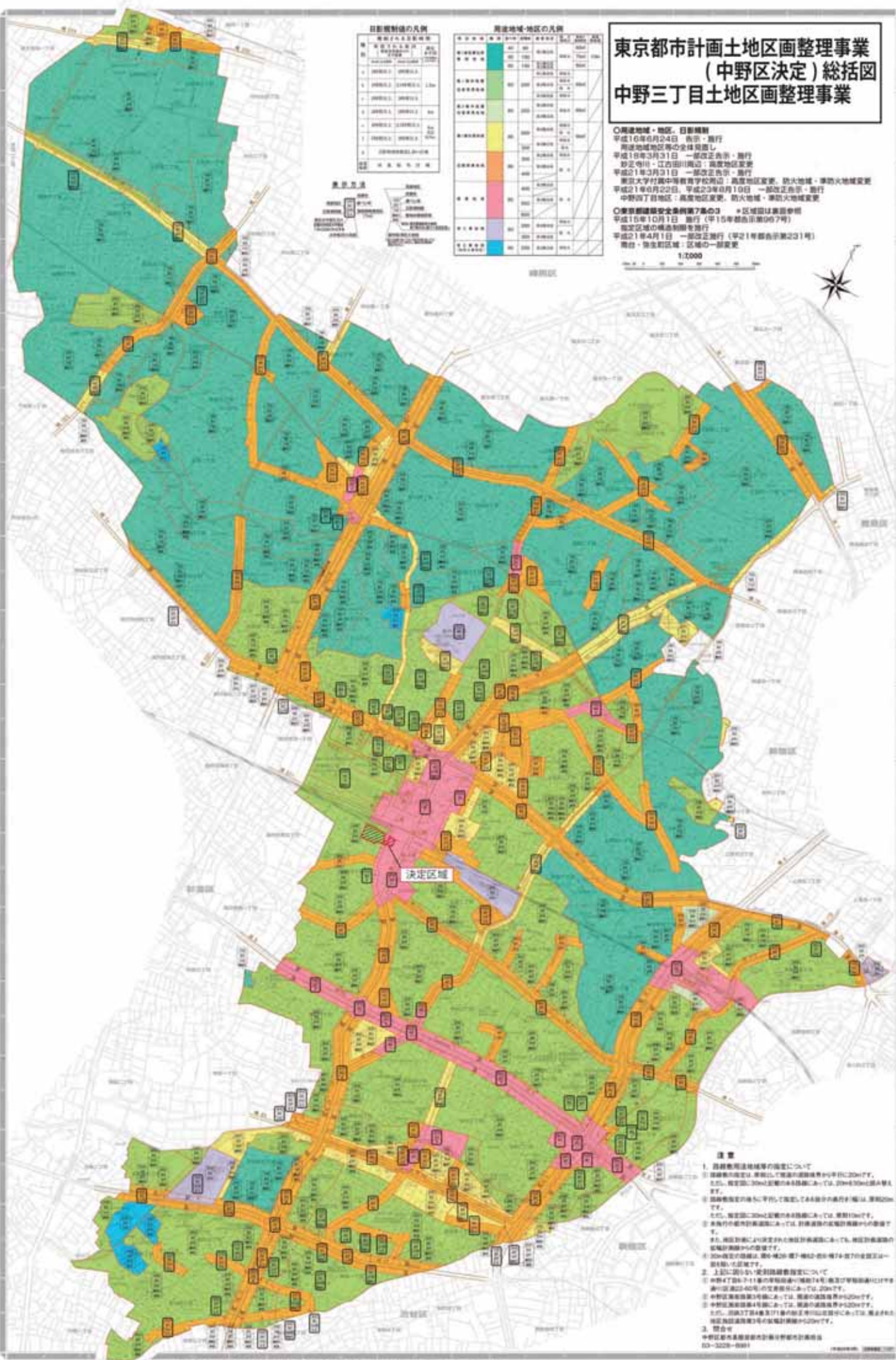
東京都市計画土地地区画整理事業 (中野区決定) 総括図 中野三丁目土地地区画整理事業

| 種別 | 色 | 規制内容 |
|---------|------|---------|
| 第一種住居地域 | 緑 | 第一種住居地域 |
| 第二種住居地域 | 黄緑 | 第二種住居地域 |
| 第三種住居地域 | 黄 | 第三種住居地域 |
| 第四種住居地域 | オレンジ | 第四種住居地域 |
| 第五種住居地域 | 赤 | 第五種住居地域 |
| 第六種住居地域 | 紫 | 第六種住居地域 |
| 第七種住居地域 | 青 | 第七種住居地域 |
| 第一種商業地域 | 黄緑 | 第一種商業地域 |
| 第二種商業地域 | 黄 | 第二種商業地域 |
| 第三種商業地域 | オレンジ | 第三種商業地域 |
| 第一種工業地域 | 赤 | 第一種工業地域 |
| 第二種工業地域 | 紫 | 第二種工業地域 |
| 第一種緑地 | 青 | 第一種緑地 |
| 第二種緑地 | 黄 | 第二種緑地 |
| 第一種公園 | 赤 | 第一種公園 |
| 第二種公園 | 紫 | 第二種公園 |
| 第一種河川 | 青 | 第一種河川 |
| 第二種河川 | 黄 | 第二種河川 |
| 第一種埋立 | 赤 | 第一種埋立 |
| 第二種埋立 | 紫 | 第二種埋立 |
| 第一種埋立 | 青 | 第一種埋立 |
| 第二種埋立 | 黄 | 第二種埋立 |

〇用途地域・地区、目的規制
 平成10年10月31日 告示・施行
 用途地域地区等の全区画改正
 平成18年3月31日 一部改正告示・施行
 砂正池川・江古田川両川：高度地区変更
 平成21年2月21日 一部改正告示・施行
 新国大付高中等教育学校両川：高度地区変更、防火地域・準防火地域変更
 平成21年10月29日、平成23年9月10日 一部改正告示・施行
 中野区三丁目地区：高度地区変更、防火地域・準防火地域変更

〇東京都建設局安全条例第7条の3 *区域は裏面参照
 平成15年10月1日 施行(平15年都告示第067号)
 指定区域の構造制限を施行
 平成21年4月1日 一部改正施行(平21年都告示第231号)
 漂白・養生指定区域：区域の一部変更

1:2000



注意

1. 当該用途地域等の指定について
 ① 当該用途地域等は、原則として指定区域の面積が40%以上、かつ、指定区域の30%以上の面積を占めることにより、20%以上の面積を占めます。
 ② 当該用途地域等の指定は、原則として当該区域の面積が40%以上、かつ、指定区域の30%以上の面積を占めることにより、20%以上の面積を占めます。
 ③ 当該用途地域等の指定は、原則として当該区域の面積が40%以上、かつ、指定区域の30%以上の面積を占めることにより、20%以上の面積を占めます。
 ④ 当該用途地域等の指定は、原則として当該区域の面積が40%以上、かつ、指定区域の30%以上の面積を占めることにより、20%以上の面積を占めます。
2. 上記に該当しない特別指定区域について
 ① 当該特別指定区域は、原則として当該区域の面積が40%以上、かつ、指定区域の30%以上の面積を占めることにより、20%以上の面積を占めます。
 ② 当該特別指定区域は、原則として当該区域の面積が40%以上、かつ、指定区域の30%以上の面積を占めることにより、20%以上の面積を占めます。
 ③ 当該特別指定区域は、原則として当該区域の面積が40%以上、かつ、指定区域の30%以上の面積を占めることにより、20%以上の面積を占めます。
3. 問合せ
 中野区都市計画課
 電話 3228-0361

東京都市計画土地区画整理事業の決定（中野区決定）

都市計画の中野三丁目土地区画整理事業を次のように決定する。

| | | | | | |
|-----------|------------------------------------|-------------------------------|---------|---|------------|
| 名 | 称 | 中野三丁目土地区画整理事業 | | | |
| 面 | 積 | 約 1.0ha | | | |
| 公共施設の配置 | 道 | 土地利用や街区構成を考慮しつつ、区画道路を適正に配置する。 | | | |
| | その他の公共施設 | 種 別 | 名 称 | 面 積 | 備 考 |
| | | 交通広場 | 中野駅西口広場 | 約 1,200 m ² (嵩上部約 300 m ² を含む) | 中野区中野三丁目地内 |
| 宅 地 の 整 備 | 公共施設整備にあわせて、商業・業務・住宅等の複合的な土地利用を図る。 | | | | |

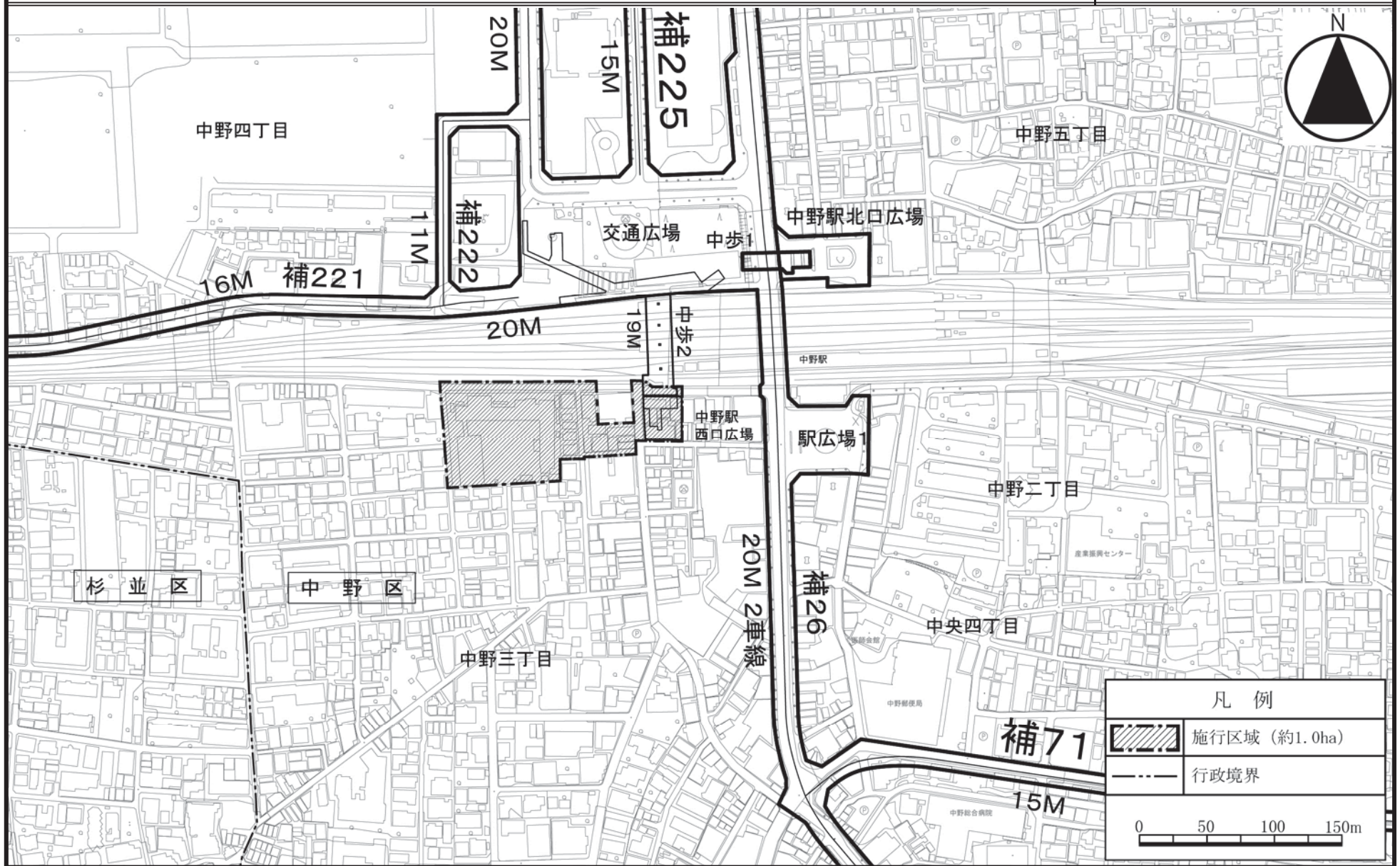
「施行区域及び公共施設の配置は計画図表示のとおり」

理 由

広域中心拠点としてふさわしい魅力ある都市機能の創出と良好なまちなみを形成するとともに、南側の新たな玄関口となる中野駅西口広場の整備及び駅直近の基盤整備を行い、防災性や利便性を高め、地区全体の生活環境の向上を図る。

東京都市計画土地区画整理事業 中野三丁目土地区画整理事業 位置図

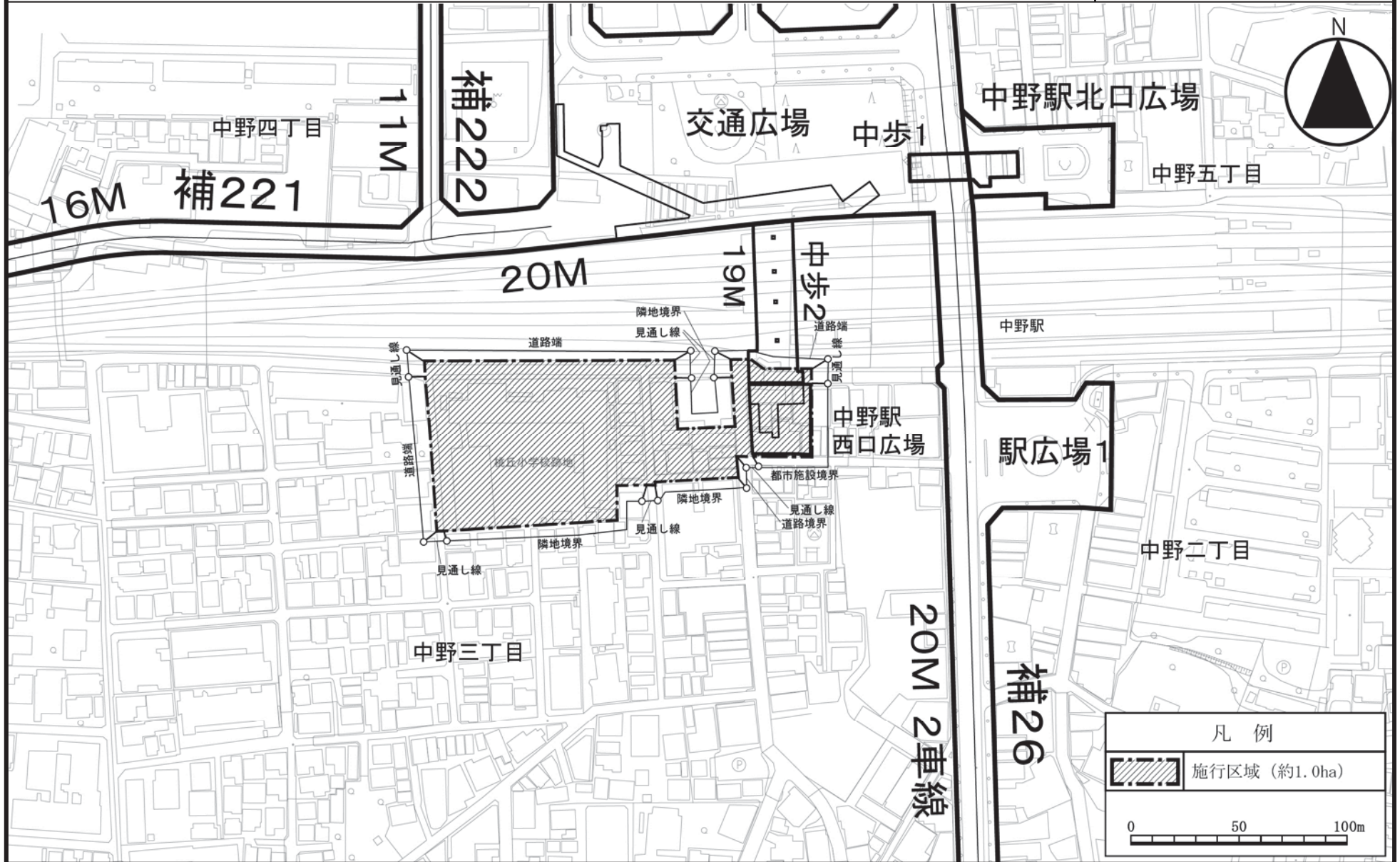
[中野区決定]



この地図は、東京都と株式会社ミッドマップが著作権を有している東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基交測第 123 号 平成 26 年 9 月 9 日、(利用許諾番号) MMT 利許第 009 号—25 平成 26 年 9 月 9 日
 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図 (道路網図) を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基街測第 62 号 平成 26 年 6 月 27 日

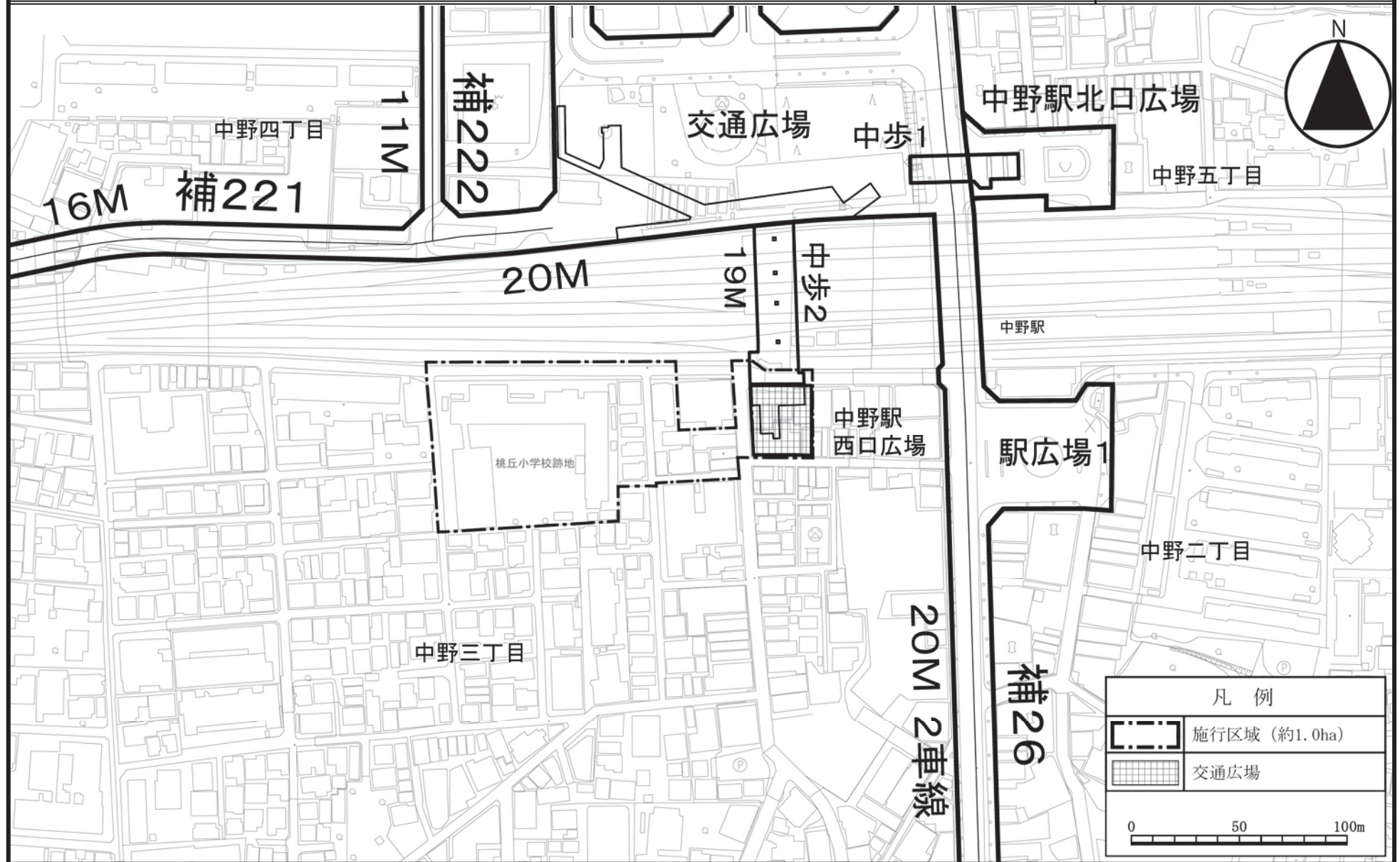
東京都市計画土地区画整理事業 中野三丁目土地区画整理事業 計画図 1 (施行区域図)

[中野区決定]



この地図は、東京都と株式会社ミッドマップが著作権を有している東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基交測第 123 号 平成 26 年 9 月 9 日、(利用許諾番号) MMT 利許第 009 号—25 平成 26 年 9 月 9 日
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図 (道路網図) を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基街測第 62 号 平成 26 年 6 月 27 日

東京都市計画土地区画整理事業
中野三丁目土地区画整理事業 計画図 2 (公共施設の配置) [中野区決定]



この地図は、東京都と株式会社ミッドマップが著作権を有している東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基交測第 123 号 平成 26 年 9 月 9 日、(利用許諾番号) MMT 利許第 009 号-25 平成 26 年 9 月 9 日
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図 (道路網図) を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基街測第 62 号 平成 26 年 6 月 27 日